

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年4月6日 21時15分ごろ
発生場所	三重県熊野市二木島港南東方の岩礁 二木島灯台から真方位250° 1,420m付近 (概位 北緯33° 55.7′ 東経136° 11.7′)
事故の概要	漁船 栄丸は、操業中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年4月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 栄丸、0.8トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-60182（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体折損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約18℃
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、いせえびの刺し網を揚収する目的で、主機を中立運転の状態として、船長が船尾部で舵の操作を行い、また、乗組員が船首部で同網の揚収を開始した。</p> <p>船長は、乗組員が揚収していた刺し網が海底に引っ掛かり、揚収できなかったため、別の刺し網を先に揚収することとし、乗組員が途中まで揚収した網を整理している状況を見ていたところ、本船は、徐々に西方に流され、右舷後部が磯場にある岩に接触した。</p> <p>乗組員は、接触したはずみで海中に落水した後、自力で側にある磯場の岩に上がり、船長は、乗組員を救助しようと本船から下りて磯場に向かった。</p> <p>本船は、船長及び乗組員が携帯電話の電波の届く所まで避難したことで、無人の状態となり、その後、打ち寄せる波に乗り、岩礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、家族及び僚船に本事故の発生を連絡し、その後、家族からの通報を受けて来援した海上保安庁のヘリコプターにより乗組員と共に救助された。</p> <p>本船は、本事故発生場所で打ち寄せる波により折損し、その後、廃船処理された。</p> <p>(図1 参照)</p>

	 <p style="text-align: center;">図 1 事故発生場所概略図</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、刺し網の揚収作業中、船長が、乗組員の刺し網の揚収を見ている間に本船が西方の磯場に接近し、また、落水した乗組員を救助しようとして本船から下りて無人の状態としたことから、その後、打ち寄せる波により、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、乗組員が途中まで揚収した網を整理している状況に意識が向いていたことから、船位を確認せず、本船が西方に流されていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、乗組員を救助することに意識が向いていたことから、乗揚防止措置を採ることなく、本船を無人の状態にした可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、刺し網の揚収作業中、船長が、乗組員の刺し網の揚収を見ている間に本船が西方の磯場に接近し、また、落水した乗組員を救助しようとして本船から下りて無人の状態としたため、打ち寄せる波により、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の船長は、操業中、錨を投入するなどの乗揚防止措置を採らないまま船内を無人にしないこと。 ・ 漁船の船長は、岩礁などが近くに存在する海域で操業する場合、自船の船位を常時確認すること。